

令和5年度事業計画

県内の治安情勢は警察、自治体、ボランティア団体等が官民一体となって総合的な対策を推進した結果、刑法犯の認知件数は平成14年以降20年連続して減少し、一定の成果が見られたところであるが、令和4年は前年（令和3年）と比較して、499件増の9,897件と21年ぶりに増加に転じたほか、高齢者等を狙った特殊詐欺被害は発生件数が323件、被害額が5億円を超えるなど、高止まりの状態が続いており、安心して暮らせる社会の実現には、地域を挙げての一層の対策が必要となっている。

こうした情勢の中、公益社団法人・宮城県防犯協会連合会（以下「県防連」）では、令和5年度において警察、地区防犯協会連合会（以下「地区防連」）、自治体及び防犯ボランティア団体等と連携し、「犯罪のない明るく、住みよい地域社会」の実現に向けて、各種事業を積極的に推進する。

第1 安全・安心まちづくり等推進事業（公益事業1）

犯罪のない、安全で安心して暮らせる地域社会の実現は県民全ての願いであり、安定した県民生活や社会発展の基礎となるものである。

県防連では県民が身近なところで不安を感じる強盗や侵入窃盗、高齢者等を狙った特殊詐欺、女性や子供を対象とした性犯罪さらにはインターネットを活用したサイバー犯罪等を未然に防止し、犯罪のない、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、警察、自治体及び防犯ボランティア団体等と連携し、さまざまな防犯活動を積極的に推進する。

1 防犯団体相互の連絡調整並びに各団体が行う防犯活動に対する協力援助

(1) 防犯団体相互の連絡調整

地区防連、防犯指導（実働）隊、職域防犯団体及び地域の自主防犯ボランティア団体間の連絡調整を行い、防犯活動の実効性、効率性の向上及び自主防犯意識の普及・醸成を図る。

特に、防犯ボランティア等関係団体相互の連携及び情報の共有、活動のレベルアップ及び意識の高揚を図るため、各団体の活動を県防連のホームページをはじめとする各種媒体を活用し、積極的に紹介する。

(2) 若い世代の参加促進等を図るためのヤング防犯ボランティア活動に対する支援

防犯ボランティア団体構成員の高齢化、後継者不足及び活動参加者の固定化等の課題を踏まえ、若い世代の防犯ボランティアへの参加を促進するため、中・高校生や大学生等で組織されたヤング防犯ボランティア団体の活動に対する支援を行うなど、若者による自主防犯活動の活性化と定着化を図る。

(3) 防犯ボランティア団体の自主防犯活動促進のための支援

県内の防犯ボランティア団体数は構成員の高齢化や後継者不足等により年々減少していることから、新規団体の結成に伴う経費の一部助成、防犯活動資機材の提供及び活動に対する助言・指導を行い、新規結成と効果的な活動の促進を図る。

(4) 青色回転灯付き防犯パトロール車の運用促進

青色回転灯付き防犯パトロール車（以下「青パト」）の運用は、住民の身近な犯罪に対する抑止力及び地域住民の安心感の醸成に大きな役割を果たしていることから、県防連が公益財団法人全国防犯協会連合会（以下「全防連」）が一般財団法人日本宝くじ協会から寄贈される青パトの譲渡を受け、申請のあった地区防連に提供する。

また、新規に青パトの運用を検討している団体及び劣化した青色回転灯を整備しようとしている団体に対して青色回転灯を提供する。

2 防犯対策の調査及び指導並びに防犯思想の普及啓発

(1) 全国地域安全運動宮城県大会の開催

10月に実施される全国地域安全運動において、県及び警察との共催により、「全国地域安全運動宮城県大会」を開催し、県民の防犯意識の高揚を図る。

(2) 季節地域安全運動の実施

全国運動のほかに、春、夏及び年末年始に、それぞれ期間と活動重点を定め、地区防連と連携した地域安全運動を実施し、犯罪の未然防止及び防犯意識の高揚を図る。

(3) 防犯作文及びポスターの募集

青少年の規範意識の向上及び防犯意識の啓発を目的に、県内の小・中・高等学校の児童生徒を対象に防犯作文及びポスターを募集し、優秀作品を広く県民に紹介するとともに、全国地域安全運動宮城県大会において顕彰する。

(4) 防犯指導隊等を対象とした「ホットスポットパトロール実戦塾」等の開催

コロナ感染症拡大防止のため開催を見送っている「ホットスポットパトロール実戦塾」について、警察や防犯指導隊連絡協議会と連携し、防犯指導隊、防犯ボランティア団体、防犯CSR活動実施事業所及び自治体関係者等を対象に「実戦塾」等を開催し、犯罪被害防止のための基本的活動である防犯パトロールのレベルアップを図る。

(5) 広報紙の発行等広報啓発活動の推進

機関紙「防犯みやぎ」や「犯罪と防犯」の発刊、各種防犯ポスターやリーフレットの作成、のぼり旗や立て看板の掲出等による広報啓発活動を推進し、地域住民の防犯意識の高揚を図る。

(6) 防犯DVDの整備、貸し出し

全防連、県防連及び警察等で作成し、無償で貸し出している広報用DVDについて、自治体、学校及び防犯ボランティア団体が広く活用できるよう、内容や貸し出し方法をホームページ等で積極的に広報する。

3 青少年の非行防止と健全育成に関する活動

(1) 関係機関・団体等と連携した非行防止活動

令和4年中における県内の刑法犯少年の検挙人員は154人、刑法犯に占める少年の割合は5.7%、再犯者率は28.6%でほぼ前年並みとなっている。

少年非行は社会全体の問題であり、次代を担う少年の非行防止と健全育成を図ることは極めて重要であることから、県、学校、警察及び関係機関・団体と一体となった活動を推進する。

(2) 非行少年を生まない社会づくりのための活動支援

警察や地区防連等と連携し、少年の立ち直り支援活動や見守り活動を基本とした「非行少年を生まない社会づくり」のための活動を支援する。

(3) 少年を守る環境浄化重点地区活動に対する支援

少年の健全育成を目的に「少年を守る環境浄化重点地区」として警察が指定した、仙台市青葉区国分町地区に対する環境浄化に向けた広報啓発活動及び非行防止活動を支援するため助成を行う。

指 定 地 区 名	指定機関（期間）	関 係 機 関
仙台中央地区防犯協会連合会 （仙台市青葉区国分町地区）	警察本部指定 1年（継続）	仙台中央警察署 （仙台市青葉区）

(4) 万引き防止活動

万引きは、罪悪感や規範意識の低下に起因することが多く、少年非行の入り口となる犯罪であることから、警察や宮城県万引き防止対策協議会等の関係機関・団体と連携し、「万引き防止3ない運動（しない・させない・許さない）」、「万引きは犯罪である」等のスローガンを前面に出した広報啓発等、地域ぐるみによる万引き防止活動を推進する。

4 覚醒剤等薬物乱用防止に関する活動

令和4年中に県内で薬物事犯により検挙された人員は121人で、対前年比で17人減少している。

このうち、覚醒剤事犯の検挙人員が63人で全薬物事犯の52.1%、次いで大麻事犯の検挙人員が47人で全薬物事犯の38.8%と、この2事犯で全薬物犯罪の90%を占めている。

また、県内では薬物犯罪の再犯率が33.9%、暴力団関係者によるものが43.0%で、近年、特に大麻事犯が増加傾向にあり、その要因として、「たばこより害が少ない」、「依存性がない」等といった有害性について誤った認識を持つ者が多いことに加え、インターネットを利用して一般社会への拡散が懸念される状況にある。

このような現状を踏まえ、薬物事犯の根絶を図るため、警察と協働し広報用チラシ等の作成・配布や薬物乱用防止教室等で活用する広報用資機材を提供するなど、広報啓発活動を推進する。

5 銃器対策及び暴力団排除等の社会環境の浄化に関する活動

警察及び公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター（以下「暴追センター」）等と連携し、「銃器の根絶」、「銃器等の所持に関する情報提供の促進」及び「暴力団との密接関係を禁止した暴力団排除条例の周知」等を目的とした広報啓発活動を推進し、銃器の根絶と暴力団排除を図る。

特に、風俗営業からの暴力団排除を徹底するため、風俗環境浄化事業として行う風俗営業管理者講習において、暴追センターの担当官による講話を実施する。

6 犯罪の予防検挙に対する協力援助

(1) 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害防止活動

令和4年中における県内の特殊詐欺の被害件数は323件、被害金額は5億円を超えており、依然として高い水準で推移している。特に、65歳以上の高齢者の被害が突出していることから、被害の未然防止に向けて、医療施設における屋内電光スポット放映や広報啓発用ポスター、チラシの作成・配布、金融機関周辺での「被害防止キャンペーン」等を実施し、注意を喚起するなど、警察や関係機関等と連携した広範かつ多角的な被害防止活動を行う。

(2) 侵入窃盗被害防止活動

令和4年中における侵入窃盗の認知件数は1,018件で、全刑法犯の約1割を占めていることから、警察と連携して侵入窃盗被害防止のための「3かけ運動（カギかけ・気かけ・声かけよう）」等の広報啓発活動を推進するとともに、地域社会の絆づくりの強化を図る。

(3) 子供女性安全対策活動

強制わいせつや誘拐事件等の凶悪犯罪に発展する恐れのある子どもや女性に対する声かけ、つきまとい及び盗撮等の事案を未然に防止するため、警察、学校及び防犯ボランティア団体等と連携し、通学路や犯罪発生危険箇所等において実施する見守り活動や防犯パトロールを積極的に支援する。

(4) 職域防犯組織に対する協力援助

近年、企業等が社会貢献活動として、犯罪の未然防止活動や各種防犯対策に関する「防犯CSR活動」を推進していることから、こうした企業等に対して、防犯情報の提供や防犯活動への支援を積極的に行って地域における自主防犯活動の充実強化を図る。

7 表彰及び保険制度の加入事業

(1) 表彰事業の実施

多年にわたり地域の防犯活動を積極的に推進した功績と貢献が認められた団体・個人及び県民への防犯思想の普及を題材とした防犯作文・ポスターの優秀作品を賞揚し、防犯意識の高揚と防犯活動の活性化を図る。(表彰数は予定)

ア 全国地域安全運動宮城県大会における表彰

表 彰 別	表 彰 者	表 彰 数
防犯功労団体	県防連会長・県警察本部長（連名）	25団体
防犯功労者		80名
防犯協会等職員功績者	県防連会長	若干名
自主防犯ボランティア活動推進功労団体	県防連会長・県警察本部長（連名）	25団体
防犯作文・ポスターコンクール入賞者		30名
企業等による防犯CSR活動表彰団体	県防連会長・県警察本部長（連名）	15団体

イ 全国地域安全運動中央大会における表彰

表 彰 別	表 彰 者	表 彰 数
防犯栄誉金章	警察庁長官・全防連会長（連名）	1名
防犯栄誉銀章		2名
防犯功労団体		1団体
防犯栄誉銅章	全防連会長	6名
功労ボランティア団体		1団体

ウ 東北防犯協会連絡協議会における表彰

表 彰 別	表 彰 者	表 彰 数
優良防犯団体	東北管区警察局長・東北防連協議会長（連名）	3団体
防犯功労者		12名

(2) 保険加入事業の実施

防犯指導（実働）隊員等の防犯活動中における災害補償を充実するため、普通傷害保険に加入するとともに、地区防連に対しては全防連と民間の損害保険会社が提携している補償制度（防犯協会会員団体総合補償保険）への加入促進を図る。

ア 普通傷害保険（契約者：県防連）

区 分		保 険 金 額	
保険金額	傷 害	死亡・後遺障害	3,000,000円
		入院保険金日額	4,500円
		通院保険金日額	2,500円
特記事項		23名限定	

イ 防犯協会員団体総合補償保険（取扱：全防連）

区 分		A 型	B 型	C 型	
保険金額	傷 害	死亡・後遺障害	3,000,000 円	6,000,000 円	15,000,000 円
		入院保険金日額	3,000 円	6,000 円	7,500 円
		通院保険金日額	1,000 円	2,000 円	5,000 円
	賠 償	対 人 賠 償	1 名 2,000 万円 1 事故 1 億円		
		対 物 賠 償	1 事故 200 万円		
保 険 料		165 円	305 円	635 円	

8 防犯施設の拡充整備

安全・安心なまちづくりを目的に地区防連や地域の自治会等が設置する防犯灯等の防犯設備設置費用の一部助成を行う。

9 自転車防犯登録事業

(1) 自転車防犯登録の促進と迅速・的確な登録業務の推進

自転車防犯登録は、県民の財産の保護を目的に自転車利用者に対して義務付けられたものであることから、宮城県自転車軽自動車商業協同組合や登録店の協力を得て、自転車利用者による防犯登録の確実な履行と登録カードの早期回収、さらに速やかな電算入力を行って登録者の利便性の向上を図る。

(2) 自転車盗難防止のための広報啓発活動の推進

令和4年中の県内における自転車盗の被害件数は1,295件で、県内における刑法犯認知件数の13.1%を占め、対前年比で168件増加している。

また、被害自転車の67.3%（871件）が無施錠で被害に遭っていることから、各地区防犯協会連合会等の協力を得て、自転車利用者に対し、広報用チラシ等の作成・配布により「ツーロックと防犯登録」等と呼びかける「被害防止キャンペーン」を実施するほか、ホームページに広報資料を掲載するなど、自転車の盗難防止と防犯登録促進のための広報啓発活動を推進する。

10 会議等の開催

(1) 会議

ア 通常総会

令和5年5月30日（火） 「ホテル白萩」

イ 理事会

第1回理事会 令和5年5月10日（水） 「宮城県多賀城分庁舎」

臨時理事会 令和5年5月30日（火） 「ホテル白萩」

第2回理事会 令和6年3月27日（水） 「宮城県多賀城分庁舎」

(2) 各種大会等

ア 全国地域安全運動宮城県大会

令和5年10月10日（火） 太白区文化センター「楽楽楽ホール」

イ ホットスポットパトロール実戦塾

開催日、場所未定

ウ 防犯指導（実働）隊連絡協議会

開催日、場所未定

第2 風俗環境浄化事業（公益事業2）

県防連は昭和60年2月13日に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」）」第39条第1項の規定に基づき、宮城県公安委員会から宮城県における「風俗環境浄化協会」として指定を受けており、警察や関係機関・団体等と連携し、善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、「風営適正化法」第39条第2項に掲げる事業を推進する。

1 風俗環境に関する苦情処理

風俗営業の健全化や利用者保護のため、一般から寄せられる風俗営業に関する苦情、相談及び要望等について、警察や関係機関・団体と連携し、適切な対応に努める。

2 宮城県公安委員会から委託を受けた講習、調査の実施

(1) 風俗営業所の管理者に対する講習の実施

風俗営業の適正化を促進するため、宮城県公安委員会の委託事業として風営適正化法に基づき、風俗営業所の管理者に対する講習（以下「管理者講習」）を行う。

(2) 風俗営業所に対する構造設備等の調査の実施

風俗営業の適正化を促進するため、宮城県公安委員会の委託事業として、風営適正化法に定める風俗営業所の構造、設備の基準適合の有無等を調査する。

3 風俗営業に対する法令遵守のための啓発活動

(1) 管理者講習における広報活動

風営適正化法に基づいて実施する管理者講習において、警察及び暴迫センターの担当者とともに講話を行い、風俗営業所の健全営業の継続に向けた意識の醸成を図る。

(2) 立入りに関する啓発活動

宮城県遊技業協同組合と連携し、風俗営業所（ぱちんこ店）に対する立入りを実施して、健全営業の継続に向けた意識の醸成を図る。

4 少年指導委員に対する協力支援

管理者講習や風俗営業所に対する調査及び立入りをを行う際、少年指導委員が少年の健全育成に害を及ぼす行為を防止し、少年を有害環境から守ることを目的に、営業所への立入りや補導活動を行う場合があることについて説明を行い、実施する際には積極的に協力するよう理解を求めるとともに、少年指導委員から個別事案について要請や相談等があった場合には、積極的に協力、支援する。

5 善良な風俗の保持及び風俗環境浄化並びに少年の健全育成に資するための自主的な組織活動に対する協力援助

(1) ポラリス宮城に対する協力援助

少年の規範意識の向上と非行防止活動を目的として組織された大学生による少年健全育成ボランティア「ポラリス宮城」に対し、活動促進を図るため助成を行う。

(2) 少年補導員協会に対する協力援助

警察署長及び地区防連会長が委嘱し、少年の健全育成と非行防止を目的に少年補導活動を行う「少年補導員協会」に対し、活動促進を図るため助成を行う。

(3) 地区防犯協会連合会が行う風俗環境浄化事業に対する協力援助

善良な風俗の保持、風俗環境の浄化及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することにより、少年の健全育成を図ることを目的に各種の風俗環境浄化事業を行う地区防連に対し、その活動促進を図るため助成を行う。

第3 物品斡旋等事業（収益事業）

1 古物・質屋営業適正化事業（古物・質屋商許可標識の斡旋）

古物・質屋営業法は、窃盗その他の犯罪の防止及び迅速な被害回復を目的として、古物・質屋営業許可業者に適正な営業を営ませるため、国家公安委員会規則が定める様式の「古物・質屋商許可標識」の掲示を義務付けている。

古物・質屋営業許可業者から各地区防連事務局を通じて注文を受けた古物・質屋商許可標識について制作業者に発注し、納入された標識を地区防連経由で業者に有償で配布する。

2 物品斡旋事業

(1) 地区防犯協会連合会に対する広報用資材等の斡旋

安全で安心なまちづくりを推進するための防犯用広報資材（防犯パトロール用腕章・防犯用ハンドブック等）について、地区防連に対して有償で斡旋する。

(2) 風俗営業所に対するステッカー等の斡旋

風営適正化法により掲示が義務づけられている「18歳未満立入禁止ステッカー」及び風俗営業所に対して掲示を推奨している「風俗営業ステッカー」について、風俗営業所に対して有償で斡旋する。